

長崎県知事管理漁獲可能量

8漁振第23号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和8年長崎県告示第258号の2）の一部を次のように変更し、令和8年4月20日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろTAC計画）（令和8年4月20日変更）第3の2に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和8年4月20日

長崎県知事 平田 研

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和8年4月1日から令和9年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 803.300 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 347.300 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和8年4月1日から令和9年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 79.985 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 708.843 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 83.054 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 261.400 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.321	0.333	6.654
県北	38.729	25.427	64.156
五島	138.650	28.367	167.017
壱岐	<u>106.440</u>	<u>9.174</u>	<u>115.614</u>
対馬	418.703	16.684	435.387
小計	<u>708.843</u>	<u>79.985</u>	<u>788.828</u>

② 大型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.396	2.131	3.527
県北	1.396	14.385	15.781
五島	1.609	26.520	28.129
壱岐	<u>249.454</u>	<u>22.688</u>	<u>272.142</u>
対馬	7.545	17.330	24.875
小計	<u>261.400</u>	<u>83.054</u>	<u>344.454</u>